

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び
解釈の基準について等の一部を改正する規程等の改正について (お知らせ)

標記につきましては、令和5年2月20日付け全L協保安・業務G4第200号にお
いて、経産省より意見募集されたことについてお知らせしたところです。

この度、この意見募集を踏まえ、令和5年3月31日に公布され、同年4月1日施行
となりましたのでお知らせいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれま
しては営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

主な改正概要

「販売事業者の登録番号および保安機関の認定番号（以下、番号）」について、新た
に指定都市の番号が示された。

なお、施行より前に受けた番号については指定都市の判断により使用することがで
きる。

また、立入検査、特定消費設備に係る事故届等及び山小屋等に係る特則承認に関す
る審査について、規定の中に指定都市が追加され、指定都市に移譲された。

【経済産業省ホームページ掲載URL】

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2023/03/20230331-01.html



【意見募集結果掲載URL】

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=595123012&Mode=1>



以 上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ 瀬谷、橋本